

## 平成30年度第1回入札監視委員会議事録

### 1 日 時

平成30年6月29日（金） 午後2時から午後4時00分まで

### 2 場 所

第3庁舎15階第2会議室・第3会議室

### 3 出席者

#### 【委 員】

小倉委員長、川島委員、土田委員

#### 【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 西之坊部長

資産管理部契約課 小澤課長、津曲担当課長、  
佐藤調整係長、今野土木契約係長、  
成松建築契約係長

#### 【設計担当】

まちづくり局 総務部庶務課

高川担当課長

まちづくり局 施設整備部機械設備担当

大石担当課長、真鍋課長補佐

環境局 施設部施設建設課

石塚課長、大和田担当係長

千代反田担当係長、岡村担当係長

建設緑政局 道路河川整備部道路施設課

秦担当課長、片桐設備維持改良係長

中原区役所 道路公園センター整備課

川瀬課長、沼田土木整備係長

高津区役所 道路公園センター整備課

新西課長、千葉土木整備係長

多摩区役所 道路公園センター整備課

菱山課長、千田土木整備係長

上下水道局 水管理センター水道施設管理課

河岸課長、木村施設第2係長

交通局 企画管理部経理課

病院局 総務部経営企画室

佐藤担当係長

他関係職員

### 4 議 題

(1) 入札・契約手続の運用状況等について

(2) 平成29年10月1日から平成30年3月31日までに契約した工事の抽出事案について

(3) 入札契約制度に関する事等について

(4) その他

5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

6 傍聴者数 0名

7 発言の主な内容

事務局

[平成30年度第1回入札監視委員会の開催宣言]

事務局

**〔議題（１）について〕**

- 「入札参加方式別発注工事総括表」（資料１）について報告  
市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、平成２９年１０月１日から平成３０年３月３１日までに発注した工事について、契約方法別に件数を報告
- 「入札方式別発注工事一覧表」（資料２）について報告  
表示内容について説明  
（工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等）
- 「平成２９年度指名停止等一覧（後期抜粋分）」（資料３）について報告  
「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、平成２９年度後期に指名停止等を行った事案を報告

小倉委員長

**〔事務局説明に対する質疑について〕**

川島委員

一覧に、競争入札参加資格者指名停止等要綱第４条第３項を適用し、期間短縮とする事案があるが、どのような内容なのか。

事務局

同じ案件について、同様の理由で、平成２９年５月に２か月の指名停止を行っているため、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱第４条第３項を適用し、１２か月の指名停止期間を１０か月としている。

川島委員

承知した。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

小倉委員長

**〔議題（２）について〕**

議題（２）の「平成２９年１０月１日から平成３０年３月３１日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局

- 一般競争入札の抽出事案「橘処理センター建設工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長

**〔一般競争入札の抽出事案「橘処理センター建設工事」の事務局の説明に対する質疑について〕**

土田委員

低入札価格調査を行った事案だが、落札金額と予定価格に約６０億の

ひらきがある。予定価格と企業の算出した金額の差は、具体的には、どのような理由で生じたと考えるのか。

設計担当 落札した企業に確認したところ、自社グループ内で、多くの製品を保有しているため、その製品を積極的に導入することや、川崎市内の処理場の多くの製品に関わってきたことで培った設計・施工のノウハウを活用すること、また、無駄を省いた計画により、工事費や経費の削減を行うことができたということであった。

土田委員 予定価格を算出する際には、想定できなかった類の企業努力であったという理解でよろしいでしょうか。

設計担当 設計価格については、標準案（基準仕様書）を作成し、基準仕様書を基に積算を行っている。また、基準仕様書を各プラントメーカーに配布し、見積書・見積仕様書を提出してもらっている。予定価格の設定については、他都市の類似工事や処理能力が同じ施設と比較しても、適正な金額といえる。見積金額と応札額は、かなり乖離しているが、予定価格設定時には、各企業の実情まで踏み込んで金額に反映させることは、難しかった。

川島委員 本工事は、総合評価一般競争入札を採用しているが、資料68～69ページの「5 本審査」の手続きや資料70ページ以降の技術評価における評価項目と配点、採点方法等について詳しく説明をお願いします。

設計担当 「5 本審査」については、係長級以下で構成される施設建設検討部会、課長級以上で構成される建設検討委員会を経て、学識経験者に意見を求め、技術評価点を算出しています。

今回の配点については、資料72ページの評価項目の長寿命化計画・施設保全計画を御覧ください。プラント設備は、一般的に20～25年で更新をするが、今回は、30年を目標にしているため、長寿命化計画・施設保全計画の配点を多くしている。

川島委員 総合評価審査委員会の具体的な手続きの流れについて、説明をお願いいたします。

事務局 川崎市総合評価落札方式のガイドラインに総合評価一般競争入札の実施フローがありますが、市の職員で構成されている総合評価審査委員会は、方式を選んだ理由や評価項目について、技術評価点の算出について審議を行います。

小倉委員	1 者が予定価格超過となっており、総合評価点は算出されないのであれば、技術評価の採点は必要ないのではないか。
事務局	入札後、技術評価の採点を行い、最後に開札となるため、すべての参加者の技術評価の採点を行っている。
土田委員	今回の落札者が、川崎市の業務に関わってきたことで、川崎市のごみ処理の特徴を良く理解しているということと、契約金額の関係について説明をお願いします。
設計担当	川崎市内の処理場の多くの製品に関わってきたことで培ったノウハウにより、今回の価格が実現したと考えられる。
小倉委員	ミックスペーパー資源化処理施設とは、どのような処理を行う施設なのか。
設計担当	最終処分場ではなく、中間処理施設となります。
川島委員	今回、長寿命化計画・施設保全計画に重点を置いて配点を行ったということだが、結果を見ると、落札業者ではない者のほうが、長寿命化計画・施設保全計画の点数が高い。重点を置いた項目の点数が高いが、入札額が上回っている場合に、総合評価点に有利に反映することはできるのか。
事務局	今回は、各項目に重点を置いている標準型を採用しており、評価項目や入札金額に対する配点については、学識経験者の意見を聴取し、内容を精査し作成したものである。
小倉委員	総合評価落札方式は、全国的に大規模工事に適用されているようだが、全国的に同様の制度で行われているのか、地域による特性があるのか。配点基準について、国がモデル配分表などを作成し、全国的に統一されているのか。
事務局	総合評価落札方式の運用ガイドラインは、国から示されているが、配点の方法等については、地域による特性があるため、全国的に統一はされていない。
	<b>【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】</b>
事務局	○一般競争入札の抽出事案「扇町第1ポンプ施設ほか1か所水中ポンプ

更新工事」の入札条件・落札結果等について説明

小倉委員長 [一般競争入札の抽出事案「扇町第1ポンプ施設ほか1か所水中ポンプ更新工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土田委員 今回の案件は、落札率100%であるが、従来と同じように、単価等が公表されていることから、不自然ではないという理解でよいのか。

設計担当 本工事はポンプ本体のみの更新であり、設計書に型式等が記載されているので、内容を精査すれば予定価格を算出することができる。

小倉委員 内容を精査すれば、予定価格を算出できるということだが、他の業者の価格が違うのはなぜか。

設計担当 ポンプの価格は出せるが、業者ごとに利益などを考慮するとずれが生じることもあると考えている。

小倉委員 117ページの1行目の注意書きの「金額要件を撤廃し」の内容はどういったものなのか。

事務局 平成29年4月1日から、3,000万円未満の工事についても、社会保険等未加入業者との1次下請け契約原則禁止を拡大した。

小倉委員 承知した。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「都市基盤河川維持（多摩その2）工事」の入札条件・落札結果等について説明

小倉委員長 【指名競争入札の抽出事案「都市基盤河川維持（多摩その2）工事」の事務局の説明に対する質疑について】

土田委員 今回も、落札率100%ということだが、今回もどの業者が計算しても同じになるという理解でよろしいか。

設計担当 本件についても、設計図書に「積算入力データリスト」が添付されており、時間をかけて積み上げれば、予定価格は算出できるものとする。

土田委員 1回目の入札では、なぜ、予定価格を超過していたのか。

設計担当 業者が、利益を見込んだところ予定価格を超過したと思われる。

土田委員 132ページの工事請負契約指名理由書に「地域に精通した」とあるが、地域の業者でなければならない特別な理由はなにか。市内業者ならば、良いのではないか。

事務局 原則として市内業者を選定しているが、施工場所に近いことで、迅速な対応ができること、地元の中小企業を育成すること、災害時に対応できるように、本案件に限らず、施工場所に近い地元業者を選定している。

小倉委員 今回指名した7者は全て多摩区内の業者なのか。

事務局 7者のうち、5者が多摩区内、2者は隣接区の業者である。

川島委員 7者のうち6者が辞退しているが、年度末の発注で工事が集中していることが原因であれば、発注を分散させることはできないのか。

設計担当 年度末の発注ということで、配置予定技術者の確保が難しかったなどの事情が考えられる。今後、発注時期については、検討していきたい。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「中原区内主要地方道幸多摩線側溝新設工事」の入札条件・落札結果等について説明

小倉委員長長 [中原区内主要地方道幸多摩線側溝新設工事]の事務局の説明に対する質疑について]

土田委員 本案件についても、落札率100%だが、今回もどの業者が計算しても同じになるという理解でよろしいか。また、指名業者については、中原区内もしくは近接している業者ということでもよろしいか。

設計担当 本件についても、設計図書に「積算入力データリスト」が添付されており、時間をかけて積み上げれば、予定価格は算出できるものと考え。

事務局 11者指名のうち、3者は中原区、他は幸区、高津区から選定している。

小倉委員 落札率100%の案件について、内容について調査するなど検討されてはいかがかと思う。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

- 事務局 ○随意契約の抽出事案「長沢浄水場配水処理施設 3号加圧脱水機修理工事」の入札条件・落札結果等について説明
- 小倉委員長 [随意契約の抽出事案「長沢浄水場配水処理施設 3号加圧脱水機修理工事」の事務局の説明に対する質疑について]
- 土田委員 緊急工事発注書や緊急工事施行請書の予定工期には、いつまでかの記載がないが、一日で終わる工事であったということによろしいか。
- 設計担当 故障の内容がはっきりせず、工期の見通しが立たなかったため、いつまでかを記載していなかった。
- 土田委員 実際、工事が終わったのはいつか。
- 設計担当 平成29年12月15日です。  
当初、故障した機械を取り外し、工場で修理する予定であったが、作業を始めたところ、主要部品を新規に製作する必要があるため、結果的に、工期が長くなってしまった。
- 土田委員 契約が、1年後に締結されているのは、工事の詳細がはっきりしなかったため、全てが終わった段階で内容が確定し、契約に至ったということか。
- 設計担当 そのとおりである。
- 土田委員 本案件については、今回の請負業者以外の業者では、故障した機械の修理を行うことができないということによろしいか。
- 設計担当 そのとおりである。
- 土田委員 請負業者以外の者では施工できないということであれば、緊急を理由とした随意契約ではなく、競争入札に適さないので随意契約したということではないのか。
- 設計担当 今回の案件では、緊急性と競争入札に適さないという両方の理由があったと考えている。
- 土田委員 今回は、緊急性を優先したことで、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号を根拠法令にしているということによろしいか。

事務局	そのとおりです。
	<b>【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】</b>
事務局	○随意契約の抽出事案「高津区内平瀬川護岸改修（その2）工事」の入札条件・落札結果等について説明
小倉委員長	〔随意契約の抽出事案「高津区内平瀬川護岸改修（その2）工事」の事務局の説明に対する質疑について〕
土田委員	随意契約の根拠法令として地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」としているが、競争入札に付した場合、どのような不利が想定されるか。
設計担当	本工事を随意契約することにより工期短縮や経費の削減、施工管理における安全面の確保など、有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約を締結したところです。
土田委員	特命随意契約理由書に緊急性についても記載がありますが、随意契約の理由を1つに絞らずに、どのように示すのが適切なのか検討してもよいのではないか。
小倉委員長	質問等無ければ、以上で審議を終了したい。  審議の結果、平成29年度後期の入札・契約事務については、いずれも適正に執行されていたと確認した。
小倉委員長	〔議題（3） 入札契約制度に関する事等について〕 議題（3）の「入札契約制度に関する事等について」事務局とまちづくり局からの説明を求める。
事務局	○「質問書「川崎市における入札案件について」の送付」について説明 本案件は、本年2度にわたり、「入札監視委員会委員長あて」、また「市長あて」に郵送された文書についての審議でございます。 質問書に対する分析ですが、「まちづくり局施設整備部機械設備担当」発注の工事案件は16件中、13件で、落札金額と最低制限価格の差額が0円のもの「1件」、差額が1万円のもの「3件」でございました。 また、落札金額と最低制限価格の差が0円～3万円の案件は16件中、7件あり、差額の開きが小さい7件について、設計事務所、落札業者、設計担当職員を、各々書類で確認いたしました。結論といたしましては、確認した全ての案件において、設計委託先の事務所は異なり、落札業者も異な

り、設計担当職員も異なっていたことを確認いたしました。

まちづくり局 質問書で指摘のあった平成29年1月1日から12月31日までの工事について入札価格の調査をおこないました。

調書にある16件の各工事について入札金額を調べたところ、最低制限価格未満の無効となる金額から、予定価格を超過した金額まで分散しており、最低制限価格から予定価格の間には複数の入札者が分布していることから、設計金額は妥当であり、また、業者もそれぞれの会社のノウハウで最低制限価格に近い金額で入札しているのではないかとと思われることから、工事担当部局としては適正な入札だったものと考察する。

小倉委員長 「[質問書「川崎市における入札案件について」の送付」の事務局及びまちづくり局の説明に対する質疑について]

川島委員 設計事務所を選定する基準や指針はあるのか。

まちづくり局 指名競争入札により、業者を確定している。

小倉委員 設計事務所を選定する際に、偏りはないのか。

まちづくり局 金額によるが、偏りが出ないように選定している。

川島委員 機械設備担当案件は、他の案件と比べ積算が容易で、最低制限価格と落札額に差が出にくいという特徴があるのか。

まちづくり局 過去の落札結果等を参考に、本市発注の設計・積算の研究・分析を行うことにより、より近い価格を算出できたのではないかとと思われる。

小倉委員長 本件は、入札監視委員会委員長あてに、質問書が送付されたことから、今回の委員会で取り上げることとしました。今までの説明によると、「最低制限価格に近い入札が行われることもある」とのことであり、又、市の実際の事務手続きに問題はないものと見受けられます。今後、追加の情報や、不正が疑われる場合には、法規に従って、市において適切な対応をしていただきたいと思います。また、改めて疑義があった場合には、審議をしたいと思います。

委員長 [議題(4) その他について]

事務局

○指名業者選定運用基準の改正について

平成29年度第2回川崎市入札監視委員会で土田委員からご指摘いただいた指名業者選定運用基準について見直しを行い、平成30年4月1日から施行していることを報告。

○次回の事案の抽出委員について

再任となった場合は、委員会の運営指針により、次回は小倉委員が抽出委員となる予定である旨を確認。

○平成30年度後期の委員会の開催日について

平成30年11月26日（月）に委員会を開催することを提案し了承された。

[閉会]

委員長

それでは、これで平成30年度第1回川崎市入札監視委員会を閉会する。